

議第13号議案

美容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部改正

美容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年3月13日提出

横浜市会議員

伊波洋之助	上野盛郎	梶村充
川口正寿	草間剛	黒川勝
小松範昭	輿石且子	佐藤茂
佐藤祐文	斉藤達也	坂井太
酒井誠	清水富雄	渋谷健
嶋村勝夫	鈴木太郎	瀬之間康浩
関勝則	田中忠昭	田野井一雄
高橋徳美	畑野鎮雄	藤代哲夫
古川直季	松本研	山下正人
山田一海	山本尚志	遊佐大輔
横山正人	渡邊忠則	安西英俊
尾崎太	加藤広人	加納重雄
行田朝仁	源波正保	斉藤伸一
斎藤真二	高橋正治	竹内康洋
中島光徳	仁田昌寿	福島直子
望月康弘	和田卓生	

横浜市条例（番号）

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例

（理容師法施行条例の一部改正）

第 1 条 理容師法施行条例（平成 24 年 9 月横浜市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 13 号を第 14 号とし、第 7 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 洗髪専用の設備を設けること。

（美容師法施行条例の一部改正）

第 2 条 美容師法施行条例（平成 24 年 9 月横浜市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 13 号を第 14 号とし、第 7 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 洗髪専用の設備を設けること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の理容師法施行条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条第 1 項の規定による届出に係る理容所について適用し、施行日前の同項の規定による届出に係る理容所及びこの条例の施行の際現に存する理容所については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の美容師法施行条例の規定は、施行日以後の美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 11 条第 1 項の規定による届出に係る美容所について適用し、施行日前の同項の規定による届出に係る美容所及びこの条例の施行の際現に存する美容所については、なお従前の例による。

提 案 理 由

理容所及び美容所における衛生上必要な措置として、洗髪専用の設備を設ける

ことを追加するため、理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

理容師法施行条例（抜粋）

〔 上段 改正案 〕  
〔 下段 現 行 〕

（理容所の衛生上必要な措置）

第 3 条 法第 1 2 条第 4 号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。  
。ただし、市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

(7) 洗髪専用の設備を設けること。

(8) (本文省略)  
(7)

(9) (本文省略)  
(8)

(10) (本文省略)  
(9)

(11) (本文省略)  
(10)

(12) (本文省略)  
(11)

(13) (本文省略)  
(12)

(14) (本文省略)  
(13)

美容師法施行条例（抜粋）

〔 上段 改正案 〕  
〔 下段 現 行 〕

（美容所の衛生上必要な措置）

第 3 条 法第 1 3 条第 4 号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。  
。ただし、市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

(7) 洗髪専用の設備を設けること。

(8) (本文省略)  
(7)

(9) (本文省略)  
(8)

(10) (本文省略)  
(9)

(11)  
(10) (本文省略)

(12)  
(11) (本文省略)

(13)  
(12) (本文省略)

(14)  
(13) (本文省略)